

## 大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年大阪府  
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示  
すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定例会の開 会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会 日」という。）までの間に開かれる次に掲げる 会議等（以下「会期中の会議等」という。）の 全てを欠席することをいう。以下同じ。）をし た場合において、閉会日後に最初に会期中の会 議等に出席した日の属する月（以下「出席月」 という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉 会月」という。）の翌月以後の月であるときは、 閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報 酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が出 産、感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第 十八条第一項に規定する患者若しくは無症状 病原体保有者であること又は病院若しくは診 療所への入院であつて医師の診断書の提出が あり、やむを得ないものとして議長が議会運営 委員会に諮つて認めたことによるものである ときは、この限りでない。</p> <p>一―四 （略）</p>	<p>第四条 府議会議員が長期欠席（一の定例会の開 会の日から当該定例会の閉会の日（以下「閉会 日」という。）までの間（九月に招集される定 例会にあつては、開会の日から当該開会の日に 上程された議案の採決を行う日としてあらか じめ議会運営委員会で決定した日（以下「採決 日」という。）までの間又は採決日の翌日から 閉会日までの間）に開かれる次に掲げる会議等 （以下「会期中の会議等」という。）の全てを 欠席することをいう。以下同じ。）をした場合 において、閉会日又は採決日後に最初に会期中 の会議等に出席した日の属する月（以下「出席 月」という。）の前月が閉会日又は採決日の属 する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後 の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の 前月までの議員報酬は、支給しない。ただし、 当該長期欠席が出産、感染症の予防及び感染症 の患者に対する医療に関する法律（平成十年法 律第百十四号）第十八条第一項に規定する患者 若しくは無症状病原体保有者であること又は 病院若しくは診療所への入院であつて医師の 診断書の提出があり、やむを得ないものとして 議長が議会運営委員会に諮つて認めたこと によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一―四 （略）</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。